

肥料取締法に関する質問事項

1. 公定規格

公定規格が詳細に過ぎ、肥料メーカーによる未利用資源の活用や創意工夫を活かした柔軟な製品開発を妨げているとの指摘がある。指定配合肥料について、公定規格の最小成分量が高い水準に設定されているため、主成分が最小成分量に満たない場合は原料として使用できないとも指摘されている。

以下をはじめとした見直しを行うことにより、品質と施肥の安全性を確保しつつ、公定規格の肥料の種類の大くり化、簡素化を行うべきではないか。他の先進国でこのような規制が行われているのか。

- ① 主成分の最小量の緩和
- ② 副産物肥料について使用できる原料の拡大

2. 混合

普通肥料と特殊肥料との混合や普通肥料と土壌改良材との混合は原則認められていない。しかしながら、農業生産性の向上のためにも、農業者からの土壌改良に対するニーズは高く、普通肥料と土壌改良材の混合や普通肥料と特殊肥料の混合は施肥回数を減らし省力化を可能とする。

平成24年に混合堆肥複合肥料について新たな規格が制定されたが、普通肥料と特殊肥料を混合した肥料の利用拡大が不十分であるとの指摘もある。

また、本年3月には農業者からの委託を受けて肥料を配合する行為（施用者委託配合）が認められたが、現実にはこのような委託は農業者に対する肥料メーカーの提案などに基づいて行われている。

このような状況を踏まえると、肥料メーカーに普通肥料と特殊肥料の混合や普通肥料や土壌改良材の混合を認めるべきではないか。混合することにより、品質の保全や安全な施用の確保上問題がある場合があるならば、混合が許されないケースを明らかにすべきではないか。他の先進国でこのような規制が行われているのか。

3. 保証成分量

肥料の製造設計に際しての保証成分量の算定の方法や、設計にあたっての算定の方法が厳格に過ぎ、また分析検査の際の許容値が低いことから、製品に過剰な余裕成分が含まれ、コスト高の要因となっているとの指摘がある。また、現場の農家にとっても、計算値と実測値が異なるため、正確な施肥量を把握できないと

の指摘がある。この結果、保証成分量に基づき特別栽培農産物の基準をクリアしたとしても、実際には基準量以上の化学肥料の窒素成分量が含まれている場合もあるとの指摘もある。

- ① 日本の許容値は他の先進国と比較して低い水準なのか。仮に低い場合は、諸外国並みの許容範囲を認めるべきではないか。
- ② 指定配合肥料については、製品設計に当たり原料の保証成分量を用いて製品の保証成分量を計算することを求められている。指定配合肥料について、届出制を維持しながら、保証成分量の計算に当たり、原料の保証成分量に加え、原料の成分実測値を使用することも選択可能とすべきではないか。他の先進国でこのような規制が行われているのか。

4. 保証票

括弧の書き方にも3種類あることに代表されるように、保証票の記載が農業者に必要なとされる以上に詳細すぎるとの指摘がある。主要成分以外にも詳細な表示が求められ、原料について重量順に保証票に記載する必要があることから、原料構成の変化のたびに包装の再印刷や保証票の作り直しが必要となり、コスト高の要因になっているとの指摘もある。

消費者に判読可能である限り、表示のサイズなどは自由とすべきではないか。他の先進国での表示義務の運用も参照し、原料の重量順表示を不要とする、原料表示を大きくくり化するなど簡素化を行うべきではないか。

5. 運用

肥料の保証成分値について、許容値が公表されたのは平成28年であり、それまでは各地のFAMICの運用に任されていたとの指摘があるが、FAMICが全国的に運用を統一することが重要である。FAMICの運用を各地域によりばらつきのないようにするため、どのような取組を行っているのか。

また、法人番号で明らかとなるような情報についてはその都度申請する必要をなくす、銘柄ごとの保管場所の申請を不要とする、手続を電子化する等の手続の簡素化に関する要望にどのように対応することを考えているのか。

6. 法律の題名

以上のように、肥料メーカーが農業者のニーズを受けて、創意工夫を発揮し、安全・品質とコスト削減を両立できるように好循環が生まれる基準と構造を構築すべく、法律体系を見直し、肥料取締法の題名も改正すべきではないか。

以上